

新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例新旧対照表  
(動物死体処理手数料改正関係)

別表 (第 58 条、第 61 条関係)

1 廃棄物処理手数料

省略

2 動物死体処理手数料

改正後条例	改正前条例
動物の死体 1 頭につき 3,000 円	動物の死体 1 頭につき 2,600 円

施行日 平成 29 年 4 月 1 日